

- 過労死防止学会第10回大会 1日目 第2分科会自由論題

社会保険労務士がとりくむ過労死防止運動

—過労死防止法制定後、10年連続で講演会を開催

- 【報告者】
- **喜多裕明** 社会保険労務士
- 大阪府社会保険労務士会 安全・衛生自主研究会代表幹事

1 社会保険労務士について

社会保険労務士法（1968年制定）

目的（第1条）

社会保険労務士法は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、**事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上**に資することを目的とする。

社会保険労務士会（第25条の26）

2 社会保険労務士会は、会員の品位を保持し、その資質と向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

弁護士法、司法書士法、税理士法、行政書士法が昭和25～26年に制定されているのに遅れて、社会保険労務士法は昭和43年に議員立法により制定された。

社会保険労務士(会)に求められるのは、何よりも「社労士の認知度の向上」ではないか。

2 安全・衛生自主研究会の自己紹介

【活動目的と歴史】

平成13年の発足当初は「『労災撲滅』のために社労士は何かできるか、何をしなければいけないか」という観点に立って研究活動にとりくみました。毎月1回例会開催を原則とし、講師は安全衛生コンサルタントなどの外部講師と研究会会員が努めました。年間数回は公開講座を開き、工場見学も行いました。会員数減少、例会に人が集まらない時期もありましたが、歴代の役員を中心に粘り強く活動を継続しました。

平成19年、20年と関西労災病院の梅田医師を講師に迎え、心理的負荷による精神疾患の労災認定の実例やメンタルヘルスケアについての公開講座を開きました。この講座には80名を超える参加があり、一般参加の会員からも好評を得て、当自主研活動の画期となりました。

平成23年頃から、「職場のメンタルヘルス不調、ハラスメント対策」が注目されるようになり、当自主研も重点的に取り組みました。

ここ数年は、メンタルヘルスと労働安全衛生を二本柱としてバランスよくとりくむようになりました。外部講師の比重が高いですが、会員による発表も年数回おこなっています。公開講座に連続してとりくみ、多くの参加を得ています。

平成28年9月には、15周年記念祝賀会を天満橋のホテルで開催し、記念講演と祝賀パーティーの2部構成で、大阪会からも祝賀の挨拶をいただきました。

【活動状況】

会員数・例会参加数に増減はありますが、現在は常時25名を超える会員が所属し、年間8回程度の例会と施設（会社）見学会を開催しています。活動計画は年3回開く幹事会で討議・決定しています。十数名を超える役員体制で、安定的な運営と斬新なアイデアによる魅力ある活動をめざしています。

3 研究会として10年連続で講演会を開催

回	開催年月	演 題	講師	参加
①	2015.10	過労死は何を告発しているか	森岡孝二さん	29
②	2016.10	労働者側弁護士が指摘する 職場のメンタルヘルス対応の問題点	生越照幸弁護士	33
③	2017.11.	過労死防止法制定から3年 現状と課題	岩城 穰弁護士	29
④	2018.11	過労死を生み出さない働き方とは	寺西笑子さん	19
⑤	2019.11	「やりがい過労死」とは何か	松丸 正弁護士	37
⑥	2020.11	過労自殺(過労死)をどのように防止するか	生越照幸弁護士	28
⑦	2021.11	人権問題としてのハラスメントと過労死等防止	妹尾知則さん	28
⑧	2022.11	コロナ禍における働き方の課題と過労自死の実態	西川翔大弁護士	20
⑨	2023.11	対談: 過労死をなくす取り組みのあゆみと課題	岩城穰弁護士 寺西笑子さん	28
⑩	2024.11	甲南医療センター事件と医師の過重業務	波多野進弁護士 高島淳子さん	

4 開催報告による振り返り

① 2015.10 「過労死は何を告発しているか」 森岡孝二さん

- 昨年6月に国会で「過労死防止法」が全会一致で成立、同年11月1日、施行されました。また「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が先頃まとめられたところです。講演では、先生の「過労死」問題取り組みの経緯、「過労死」遺族の悲痛な体験談などの紹介後、その原因である長時間労働の現状を統計資料で説明されました。先進国の中では日本が飛び抜けて長時間労働の労働者の割合が高く、最近では若年者の「過労自殺」が増えているのが印象に残りました。
-
- 中小企業の事業の発展にとって、労働時間管理は大切です。事業主にそのことをアドバイスできる社労士は「過労死」防止に大きな役割を担っています。

② 2016.10 「労働者側弁護士が指摘する 職場のメンタルヘルス対応の問題点」

生越照幸弁護士(自死遺族支援弁護団事務局長)

メンタルヘルス問題は使用者側、労働者側という視点から論じるのではなく、落としどころを見据えて「業務起因性」、「存命か自殺か」、「在職中か退職後か」、「立証方法」、「請求順序と手段」など多角的な判断とそれに応じた対処が肝要であること、また多数の案件に携わってこられた経験から生々しい経験談も織り交ぜて解説いただきました。

- 我々社労士は、直接裁判に関わることはできずとも、最悪の事態に至ることは未然に防ぐことはできます。改めて職務責任の重さと、顧問先企業や勤務先の従業員の健康・衛生・安心を守る重要な役割を担っていることを認識することができました。

③ 2017.11 「過労死防止法制定から3年 現状と課題」 岩城 穰弁護士

国際語になっている過労死「karoshi (death from overwork)」は、2014年6月に制定された「過労死等防止対策推進法」において、法律による定義がされています。この過労死防止法は、過労死遺族と、それを支援する弁護士、そして市民の声（署名）から、労働法としては初めての議員立法として作られました。その後、過労死防止対策大綱・過労死等防止対策白書の発表、労働時間適正把握ガイドラインの策定、過重労働撲滅特別対策班（通称かとか）の設置など、法律という根拠ができたことで、着実に過労死防止に関する取組が行われてきています。

しかし、講義後半に、2015年の「電通事件」を始め、いくつかの過労死の具体的事例の紹介があり、ご遺族の声に心が押しつぶされそうになりました。これ以上、過労死で亡くなる方を出してはいけないと痛感しました。

岩城弁護士は講義の最後に、社労士への期待として、「社労士の社会的責務」について話されました。

我々社労士は、「公正な立場で」、「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」に資する働きをしていかなければならないと誓う講義となりました。

④ 2018.11 「過労死を生み出さない働き方とは」 寺西笑子さん

- これまでは学者や弁護士さんを講師に迎えてきましたが、今回はじめて過労死問題の当事者であり、運動団体の代表である寺西さんを講師にお迎えしました。
- 寺西さんはまず、夫を過労自殺で失った経緯をくわしく説明されました。飲食店の店長をしていた夫は長時間過重労働とパワハラによって「うつ病」を発症、投身自殺したのに、「過労自殺の労災認定基準」がない時分で、1年余り泣き寝入りになった。“過労死110番”への相談をきっかけに労災申請し、認定された。使用者責任を求めて提訴、勝利し、最終的に和解して、夫の名誉を10年9ヵ月かけて回復した。その教訓として、「夫は、どうすれば死なずにすんだのか、考え行動することがライフワークになった」と語られました。

そこから「過労死を考える家族の会」の結成、過労死予防活動へのとりくみ、「過労死防止法」成立運動と発展し、国連・ジュネーブでの遺族発言、国会でのロビー活動、衆参・厚生労働委員会で参考人意見陳述など、世論を大きく動かし、政治を変えてきた経過をお聞きすることができました。

今年成立した「働き方改革法」は、過労死ラインの残業を認め、労働時間が管理されない高プロ制を創設するなど、過労死防止に逆行するものであり、「家族の会」は強く反対したことを紹介されました。

当研究会はここ数年、労災とメンタルヘルス不調の防止を二大テーマとしてとりくんできました。「過労死防止」は、その両面に深くかかわる課題であることを改めて考えさせられる講義でした。

⑤ 2019.11 「やりがい過労死とは何か」 松丸 正弁護士

まず、「労働時間の把握」の重要性を力説され、グーグルマップのタイムライン機能を使えば、労働者側でも簡単に客観的に把握可能など実践的な示唆もありました。次に、電通の二つの過労自死事件を引き合いに出しながら、労働者自身が労働時間を過少に申告する実態があることを指摘され、過労死問題には労働者側の意識の見直しも必要であるとの見解を示されました。

くも膜下出血で過労死した43歳内科医の事例をあげ、医師のやりがいに依拠した大学病院等の無給医問題への取り組みや、心疾患で過労死した26歳中学校教員の事例をあげ、給特法による教員の月残業時間一律の問題などやりがい過労死問題の背景につながる体制の問題などの話がありました。

やりがい過労死を防ぐためには、労働基準法第一条第一項「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」に今一度立ち返り、家庭・文化的な生活への生きがいの下での仕事へのやりがいを考えていく必要があるのではないかとお話しされました。仕事のやりがいの意味について問い直すとてもよい機会をいただきました。

⑥ 2020.11 「過労自殺(過労死)をどのように防止するか」 生越照幸弁護士

- 講師の生越（おごし）照幸弁護士は多くの過労死事件の労働者側代理人です。森友学園への国有地売却に関して公文書改ざんを指示され、のちに自殺した近畿財務局職員の遺族代理人※でもあります。（※赤木事件）
- 今回は過労自殺予防の観点で①産業医機能の強化、②メンタル不調の1次予防（職場環境の改善）、③2次予防（早期発見）、④3次予防（復職対応）の順に、安衛法改正、副業・兼業ガイドライン公表、精神障害の労災認定基準変更など最新の情報とその問題点をお話しいただきました。
- 講師は過労自殺を招く問題を労使の二項対立に落とし込むのではなく、経営にも大きな損失となる問題として取り組むべきとされます。日本の労働生産性は先進国最低で、調査によれば熱意ある社員は6%にとどまり世界で132位。競争の質が変わり、優秀な人材を集めて労働者のモチベーションを上げ、国際競争力を上げるためにも過労自殺が発生しないような職場環境構築が課題といえます。「売れないモノのためにハラスメントしている場合ではない」・・・講師のお言葉が強く記憶に残りました。

⑦ 2021.11 「人権問題としてのハラスメントと過労死等防止」 妹尾知則さん(龍谷大学非常勤講師)

はじめに、人間の尊厳、個人の尊重が規範として憲法13条、24条に明記され、その人権保障の義務が国家にあることが憲法99条に書かれており、過労死問題を考えるにあたって国際的な人権保障への動きと、この憲法の規定を踏まえることが大切だと指摘されました。

次にビジネスと人権保障をどう考えるかの問題です。企業における人権もSDGsとも不可分の関係にあり、それは「人権保障か生産性か」ではなく「人権保障も生産性も」ということになります。

過労死と人権保障の関係ということでは、過労死・過労自殺は、個人が生命を奪われる重大な人権侵害であり、それを無くすることが国家としての重要な責務であることは言うまでもありません。その要となるのが労働時間規制であり、自由な時間の確保です。

そして今般のハラスメント規制と過労死基準の改定内容としては長時間労働だけではなくハラスメントが過労死・過労自殺につながる要因となっているとされたことが重要です。

月80時間の水準という過労死ラインは変わりませんでした。問題となる労働時間以外の要素、通勤時間や生活時間をどう評価するかも検討される必要があります。さらに過労死を生み出す働き方を正当化してきたのはジェンダー、性別役割分業の考え方だといわれていてジェンダー平等の実現が過労死防止にも重要だと結ばれました。

⑧ 2022.11「コロナ禍における働き方の課題と過労自死の実態」 西川翔大弁護士(北大阪法律事務所)

コロナ禍の自殺の概況では女性の自殺者が増加していること、コロナ禍の働き方の変化として「労働時間の変化」「テレワークの普及・促進」「副業・兼業の普及・促進」等について解説して頂きました。

- 「労働時間の変化」では長時間労働の雇用者の割合は減少しているが、コロナ対応に追われる医療関係者は長時間労働（過労死ライン超）となる人が多数見られます。また規模の小さな事業所では長時間労働からストレスにより自死された事例を紹介して頂きました。
- 「テレワークの普及・促進」では、通勤時間を無くすことができるという大きなメリットと、適切に休憩が取れない、私生活と仕事の区別が難しく結果的に長時間労働になるといったデメリットがあります。さらに同僚や上司とのコミュニケーション不足からストレス増加となり、自殺に至った事例も紹介して頂きました。
- 「副業・兼業の普及・促進」では、人材育成や優秀な人材の流出防止、所得増加などのメリットと、就労時間の増加による本業への支障や労働者の健康問題などのデメリットがあることが分かりました。
- 本日の講演では、コロナ禍で働き方が様々に変化したことにより、今までにない原因での過労自死があることを知りました。このような過労自死を防ぐためにできることは何かを考える良い機会となりました。

⑨ 2023.11 「過労死をなくす取り組みのあゆみと課題」

対談 岩城穰弁護士・寺西笑子さん

まずは岩城先生から、過労死問題と過労死をなくす取り組みの歴史についてご説明をいただき、続いて寺西様から、夫を過労自殺で亡くし、真相究明、夫の名誉回復に10年9か月を要した長い闘いの歴史をお話いただきました。寺西様が闘いを始めた1996年は、精神障害の認定基準の制定前です。労基署も弁護士も後ろ向きで、つらい思いをされながらも、過労死110番を通じて岩城先生とも出会い、怒りをエネルギーにして和解成立に至るストーリーは、大変重い内容ではありましたが、話に引き込まれていきました。

続いて岩城先生から寺西様へのインタビュー形式で、労災申請・裁判に始まり、2008年に全国家族の会の代表に就任され15年目を迎える現在までの、その時々を考えや思いについて、順を追ってお話をしていただきました。当初、取材に全く応じない、知られたくないという姿勢から、ガイドラインの作成・支援団体の後押し・労災認定などを経て、表舞台に立つようになり、家族会としてやるべきことを行いたいとの思いに至る心の変化が、大変に伝わってきました。

後半は、過労死防止法制定の取り組みについて、2008年の発端から2014年の成立とその後の取り組みに関する岩城先生からのお話と、家族の会として署名活動、地方議会への働きかけ、国会議員への働きかけを3つの柱にして、制定に奮闘された寺西様のエピソードが語られました。国会議員に陳情する状況や、法制定に至るエピソードは生々しく、過労死防止法制定には、大変なご苦勞があったことを学ぶことができました。

最後に、これまで過労死問題に関わってこられたお二人の感想と、今後に関するお話をいただきました。全体を通して、予定時間を大きく過ぎるほど、大変に盛り上がりました。当たり前ですが、死んでからでは遅い、取り返しがつきません。まずは、見て見ぬふりをしない、過重労働の方を見かけたら、相談に真摯に向き合い、適切な機関を紹介するなど、社労士として、あらためて過労死・過重労働防止に向き合っていきたいと感じた対談でした。

5 とりくみの中間まとめ

- 11月「過労死防止月間」恒例の講演会として定着
時々の課題(話題)に合わせたテーマ設定で刺激的に学習
- 他の自主研究会にも波及
審査請求・社会保障自主研究会と合同公開講座を開催
自主研合同発表会でとりくみを発表
- 社労士への啓発・周知に寄与
大阪社労士会への還元
社労士会会員への広報

6 社労士にもできる過労死防止活動(1)

①過労死防止月間の過労死防止シンポジウムに参加する

大阪・兵庫・奈良のシンポジウムに参加した経験から

	2022	21	22	23	
大阪	(<u>140</u> ・186・195・181)				参加数がコロナ前の半分以下に 兵庫県社労士会が後援団体に参加 労働組合が積極的に関わっている
兵庫	(83・149・ <u>194</u> ・192)				
奈良	(61・ 96・ 30・ <u>62</u>)				

★社労士の参加を促すためにも、単会(県社労士会)の後援団体としての参加が重要。現在は兵庫・新潟・・・
(その前に弁護士会?)

6 社労士にもできる過労死防止活動(2)

②過労死防止啓発授業の担い手として参加する

- 現在の担い手は当事者(遺族)・学者・弁護士
- 社労士が参加するには知見が必要？
- 「てびき」があると心強いのでは

③社労士会の学校教育特別活動「出前授業」を改善する

出前授業に関しては 社労士会＞過労死防止センター

内容は「給与明細の見方」など社会人として働く初歩を講義

顧問社労士が職場に突如現れるアリエナイ設定の漫画も

★過労死防止を盛り込むことで、「会社貢献」から「社会貢献」に

7 社労士ならではの過労死防止活動とは

①関与先企業に対して

- ・給与計算などの業務は、企業にとって単なる「アウトソーシング」かもしれないが、労働時間管理などに関わる機会が多い
- ・企業がコンプライアンスのために社労士に顧問を依頼しているのなら、なおさら労働時間管理やハラスメントについてのアドバイスができる

②個人の相談者に対して

- ・障害年金の相談では、「労災」が疑われる事例が多い
- ・相談者のニーズに応じて、弁護士や労働組合につなぐことが大切

③各種団体への参加

過労死防止センター・過労死家族会・過労死防止学会、労働NPOなど、門戸は開かれている